第
 号

 令和
 年
 月

 日

山梨県知事 殿

住 所 氏名等

囙

## 埋蔵文化財発掘の通知について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第94条第1項、第184条第1項及び文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)第5条の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり通知します。

記

- 1. 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2. 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3. 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4. 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5. 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6. 当該土木工事等の主体となる者(当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者)の氏名及び住所(法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)
- 7. 当該土木工事等の施工担当責任者の氏名及び住所
- 8. 当該土木工事等の着手の時期
- 9. 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10. その他参考となるべき事項

## 【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

## 【注意事項】

- ①この通知は、周知の埋蔵文化財包蔵地に計画される公共の土木工事等に必要なものです。
- ②この通知の作成に当たっては、記書き  $1 \sim 10$  の事項の内容を別記の書式に記入してください。なお記書き 4 等については事前に文化財担当部署に確認をとるなどしてください。
- ③本通知は、2部作成の上、「山梨県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、記書き1の土地を所管する市町村教育委員会に提出してください。なお記書き8の期日に対し事前に山梨県の処理が必要です。市町村教育委員会の経由に要する期間も見越し、早めに提出してください。